

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成29年6月30日  
【計算期間】 第3期中（自平成28年10月1日至平成29年3月31日）  
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）  
(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) )  
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)  
【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番  
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健  
同 廣本文晴  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 廣本文晴  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所  
【電話番号】 03(6212)8316  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成29年3月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

## 1【ファンドの運用状況】

日興ワールド・トラスト(Nikko World Trust)(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト-日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD))(以下「ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

### (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2017年4月末日現在)

資産の種類	地域名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ルクセンブルグ	105,892,918.05	99.28
現金・その他の資産 (負債控除後)		764,678.98	0.72
合計(純資産総額)		106,657,597.03 (約11,870百万円)	100.00

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4)米ドルの円貨換算は、便宜上、2017年4月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=111.29円)による。以下別段の記載がない限り同じ。

## 投資有価証券の主要銘柄

(2017年4月末日現在)

順位	銘柄	地域	種類	口数(口)	取得価格(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド・クラスX2(米ドル建て)	ルクセンブルグ	投資信託	1,689,690.73	57.34	96,893,188.76	62.67	105,892,918.05	99.28

&lt; 参考情報 &gt;

&lt; 投資先ファンドの投資状況 &gt;

(2017年4月末日現在)

資産の種類	投資比率(%)
株式等	56.1
債券	29.1
商品関連	5.1
現金等	9.7

(注) 投資比率は、ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンドの純資産総額を100%として計算している。

投資不動産物件

該当事項なし。(2017年4月末日現在)

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(2017年4月末日現在)

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2017年4月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2016年5月末日	109,497,438.98	12,185,970	97.24	10,822
6月末日	106,146,219.66	11,813,013	96.29	10,716
7月末日	106,718,102.88	11,876,658	99.58	11,082
8月末日	105,788,675.29	11,773,222	100.20	11,151
9月末日	107,535,135.09	11,967,585	100.24	11,156
10月末日	104,762,915.16	11,659,065	99.05	11,023
11月末日	103,696,709.48	11,540,407	99.10	11,029
12月末日	103,940,355.50	11,567,522	100.13	11,143
2017年1月末日	103,312,518.48	11,497,650	101.66	11,314
2月末日	103,113,163.01	11,475,464	103.56	11,525
3月末日	100,804,241.81	11,218,504	104.13	11,589
4月末日	106,657,597.03	11,869,924	105.36	11,726

## &lt; 参考情報 &gt;

## ■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2014年11月13日(設定日)～2017年4月末日)



## 【分配の推移】

計算期間	分配金
2016年5月1日～2017年4月末日	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率（注）
2016年5月1日～2017年4月末日	7.50%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2017年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 2016年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

## &lt; 参考情報 &gt;

## ■収益率の推移



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、2014年の場合は当初発行価格（100米ドル）です。）

（注2）2014年は11月13日（設定日）から12月末日まで、2017年は1月1日から4月末日までの収益率です。

## (3) 【投資リスク】

## &lt;参考情報&gt;

### ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

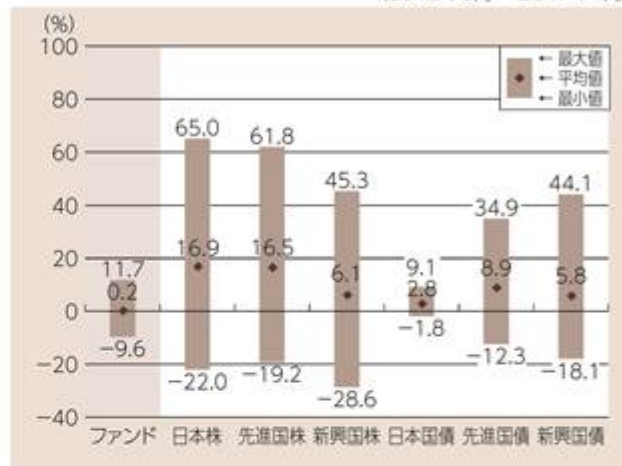
2012年5月～2017年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2014年11月13日に運用を開始したため、2014年11月12日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2015年10月以前の年間騰落率は算出されません。)



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドについては2015年11月～2017年4月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2012年5月～2017年4月)



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

## (ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株……………S&P 新興国総合指数

日本国債……………ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)

先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……………シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

## 2【販売及び買戻しの実績】

2017年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2017年4月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

販売口数	買戻口数	発行済口数
160,835 (160,835)	282,375 (282,375)	1,012,357 (1,012,357)

(注) ( )内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの中間財務書類は、「中間財務書類の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱東京UFJ銀行の2017年4月28日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【資産及び負債の状況】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

純資産計算書

2017年3月31日現在

(米ドルで表示)

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産価額 (取得原価: 93,296,595.01米ドル)	1.2	100,981,721.85	11,238,256
銀行預金		192,540.50	21,428
設立費(純額)	1.3	36,184.72	4,027
<b>資産合計</b>		<b>101,210,447.07</b>	<b>11,263,711</b>
<b>負債</b>			
未払投資運用報酬	6	232,201.48	25,842
未払販売報酬	3	59,314.07	6,601
未払印刷および公告費		52,244.06	5,814
未払弁護士報酬		19,958.62	2,221
未払専門家報酬		15,015.73	1,671
未払代行協会員報酬	8	8,470.81	943
未払管理事務代行報酬	5	6,770.18	753
未払保管報酬	7	5,094.49	567
未払受託報酬	2	3,749.54	417
未払管理報酬	4	3,386.28	377
<b>負債合計</b>		<b>406,205.26</b>	<b>45,207</b>
<b>純資産</b>		<b>100,804,241.81</b>	<b>11,218,504</b>
発行済受益証券口数		968,102	
1口当たり純資産価格		104.13	11,589円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

## 統計情報

## 期末現在発行済受益証券口数

2015年9月30日	921,809
2016年9月30日	1,072,799
受益証券発行口数	53,688
受益証券買戻し	(158,385)
2017年3月31日	968,102

期末現在純資産	米ドル	千円
2015年9月30日	87,057,487.94	9,688,628
2016年9月30日	107,535,135.09	11,967,585
2017年3月31日	100,804,241.81	11,218,504

期末現在受益証券1口当たり純資産価格	米ドル	円
2015年9月30日	94.44	10,510
2016年9月30日	100.24	11,156
2017年3月31日	104.13	11,589

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

## 日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）

## 財務書類に対する注記

（2017年3月31日現在）

---

**注1．重要な会計方針**

---

## 1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

## 1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

(a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の直近の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。

(b) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。

(c) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。

(d) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。

(e) 未実現損益の純変動額は、当期における投資有価証券の純資産価額の変動および報告年度中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現損益の戻入れにより構成される。

(f) 投資有価証券の処分に係る実現損益は、平均原価法を用いて算出される。

## 1.3 - 設立費

設立費は、ファンドの最初の5会計年度にわたり償却される予定である。

## 1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

## 1.5 - 受取分配金

分配金は、投資先ファンドにより分配宣言された時点で収益として計上される。当期中宣言された分配金はなかった。

## 1.6 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。  
米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。

---

## 注2．受託報酬

---

受託会社は、下限で年間15,000米ドル、上限で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

---

## 注3．販売報酬

---

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.70%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

---

## 注4．管理報酬

---

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

---

**注5．管理事務代行報酬**

---

管理事務代行会社は、下限で年間12,500ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.08%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

---

**注6．投資運用報酬**

---

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産の年率0.90%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

---

**注7．保管報酬**

---

保管会社は、下限で年間3,000ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

---

**注8．代行協会員報酬**

---

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

---

**注9．税金**

---

**9.1 - ケイマン諸島**

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設立日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

## 9.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

---

### 注10．受益証券の購入および買戻しに関する条項

---

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

---

### 注11．関連会社取引

---

管理会社およびその取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員および販売会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人に対する報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

副投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同一の企業グループに属しているため、ファンドの関係法人とみなされる。

---

### 注12．後発事象

---

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

## (2) 【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

投資有価証券明細表  
2017年3月31日現在

(米ドルで表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率*
			米ドル	米ドル	%
	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund Class X2 (USD)	米ドル	93,296,595.01	100,981,721.85	100.18
	投資信託合計		93,296,595.01	100,981,721.85	100.18
	投資有価証券合計		93,296,595.01	100,981,721.85	100.18

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

投資有価証券の分類  
2017年3月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ルクセンブルグ	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	100.18
	投資有価証券合計	100.18

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(\*) ファンドの純資産に対する投資先ファンドの純資産価額の比率(%)

## 4【管理会社の概況】

### (1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、2017年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億5,818万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,417円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2017年4月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.85円）による。以下同じ。

最近5年間ににおける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2012年4月30日	446,220ユーロ
2013年4月30日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2014年4月30日	5,446,220ユーロ
2015年4月30日	5,446,220ユーロ
2016年4月30日	5,446,220ユーロ
2017年4月30日	5,446,220ユーロ

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、ファンドに関しオルタナティブ投資運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルグ銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくはは

信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2017年4月末日現在、13本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

分類	内訳
A分類	通貨建別運用金額
	米ドル： 2,920,355,688米ドル
	ユーロ建： 9,086,448ユーロ
	日本円建： 919,513,873,847円
	豪ドル建： 1,850,009,880豪ドル
	ニュージーランド・ドル建： 504,204,800ニュージーランド・ドル
	カナダ・ドル建： 66,358,238カナダ・ドル
B分類	ファンドの種類 (基本的性格)
	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

### (3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝120.85円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【資産及び負債の状況】

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	16,437	1,986	25,741	3,111
<b>流動資産</b>					
<b>- 債権</b>					
<b>売掛金</b>					
1年以内に期限の到来するもの	4	6,162,820	744,777	3,518,259	425,182
<b>その他の売掛金</b>					
1年以内に期限の到来するもの	8	173,978	21,025	1,258,123	152,044
- 現金および預金		7,388,923	892,951	5,260,501	635,732
前払金		43,676	5,278	42,077	5,085
<b>資産合計</b>		<b>13,785,834</b>	<b>1,666,018</b>	<b>10,104,701</b>	<b>1,221,153</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	5	5,446,220	658,176	5,446,220	658,176
<b>- 準備金</b>					
法定準備金	6	72,539	8,766	55,985	6,766
その他の積立金	7	1,243,094	150,228	928,572	112,218
		1,315,633	158,994	984,557	118,984
- 当期損益		1,103,197	133,321	331,076	40,011
		7,865,050	950,491	6,761,853	817,170

注	2017年3月31日		2016年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
引当金				
- 納税引当金	8	332,293	40,158	-
- その他の引当金	9	112,920	13,646	252,863
		445,213	53,804	30,558
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に期限の到来するもの		64,800	7,831	47,818
- その他の債務				
1年以内に期限の到来するもの	10	5,410,771	653,892	3,042,167
		5,475,571	661,723	3,089,985
負債合計		13,785,834	1,666,018	10,104,701
				1,221,153

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
損益計算書

2017年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	11.2	18,121,983	2,190,042	10,121,552	1,223,190
人件費					
給与および賃金		669,646	80,927	932,242	112,661
給与および賃金に係る社会保障費		77,703	9,390	94,904	11,469
補足年金費用		15,011	1,814	22,038	2,663
その他の社会保障費		52,418	6,335	64,582	7,805
		<u>814,778</u>	<u>98,466</u>	<u>1,113,766</u>	<u>134,599</u>
その他の営業費用	12.1	178,228	21,539	250,861	30,317
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		-	-	36,582	4,421
		<u>19,114,989</u>	<u>2,310,046</u>	<u>11,522,761</u>	<u>1,392,526</u>
法人所得税	8	420,243	50,786	1,070	129
前勘定科目に表示されていないその他の税金		32,781	3,962	32,180	3,889
		<u>453,024</u>	<u>54,748</u>	<u>3,150</u>	<u>168</u>
当期利益		<u>1,103,197</u>	<u>133,321</u>	<u>331,076</u>	<u>40,011</u>
費用合計		<u>20,671,210</u>	<u>2,498,116</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,436,554</u>
収益					
純売上高	11.1	20,581,805	2,487,311	11,707,262	1,414,823
その他の営業収益	12.2	81,030	9,792	179,671	21,713
その他の利息およびその他の財務収益					
その他の利息および類似財務収益		8,375	1,012	154	19
		<u>89,405</u>	<u>10,804</u>	<u>179,825</u>	<u>21,732</u>
		<u>20,671,210</u>	<u>2,498,116</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,436,554</u>
当期損失		-	-	-	-
収益合計		<u>20,671,210</u>	<u>2,498,116</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,436,554</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## オフ・バランスシート

2017年3月31日現在

(単位:ユーロ)

	注	2017年3月31日		2016年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記  
2017年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2017年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(「QMS」)、日興・プレミア・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの13の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、本年次財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

### 注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整		
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	-	-	-	7,264	(4,567)	2,697
- オフィス設備	26,619	-	-	-	26,619	(12,879)	13,740
	33,883	-	-	-	33,883	(17,446)	16,437

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

### 注4．債権

2017年3月31日および2016年3月31日現在の債権(売掛金)は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト(ABLファンド・シリーズ)の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、2017年3月31日に終了した会計年度において追加の評価調整はなかった。

## 注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

## 注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

## 注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2016年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	727,772	200,800	928,572	331,076
損益の繰入額	-	16,554	415,922	(101,400)	314,522	(331,076)
当期損益	-	-	-	-	-	1,103,197
2017年3月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197

2016年5月31日に開催された年次株主総会は、2016年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

## 注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで(同年を含む。)査定を行っている。

## 注9．その他の引当金

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	86,073	224,523
未払付加価値税(VAT)に対する引当金	251	-
ファンド設立に関連する管理費に対する引当金	5,000	5,000
優先債権者に対する引当金(社会保障)	17,580	23,340
優先債権者に対する引当金(給与に係る税金)	4,016	-
	112,920	252,863

## 注10．その他の債務

2017年3月31日および2016年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2017年3月31日	2016年3月31日
--	------------	------------

	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	4,218,411	2,665,432
未払販売報酬	1,192,360	376,735
	<u>5,410,771</u>	<u>3,042,167</u>

## 注11. 純売上高およびその他の営業費用

## 11.1 純売上高

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	20,581,805	11,697,760
弁護士報酬	-	9,502
	<u>20,581,805</u>	<u>11,707,262</u>

2017年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンド<sup>SM</sup>、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド(四半期分配型)および日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・CB・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て)/(円ヘッジあり)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、( )シリーズ・トラストの当初発行価格に( )関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領した。報酬は、四半期毎に支払われていた。かかるシリーズ・トラストは、2016年8月12日付で償還した。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する権利を有していた。2017年3月31日に終了した年度の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻された。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

## 11.2 その他の外部費用

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	17,824,593	9,820,019
監査報酬	26,000	26,000
その他の費用	271,390	275,533
	<u>18,121,983</u>	<u>10,121,552</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2017年3月31日に終了した年度において17,824,593ユーロ、および2016年3月31日に終了した年度において9,820,019ユーロであった。日興グローバル・ファンズについて、2016年8月1日以降、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%が投資運用会社および販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

## 注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

### 12.1 その他の営業費用

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	178,228	250,861
	<u>178,228</u>	<u>250,861</u>

### 12.2 その他の営業収益

	2017年3月31日	2016年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	31,142	8,312
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	18,037	11,700
税務当局からの還付金受領額	-	101,870
Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	28,922	57,789
その他	2,929	-
	<u>81,030</u>	<u>179,671</u>

オペレーティング・エラーに関連して2015年7月1日付で当社からQ M S に対して行われた投資合計2,320,000米ドルのうち、残額の1,115,779米ドルは、2016年7月17日付で28,922ユーロの利益とともに回収された。

## 注13. 従業員および取締役

### 13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2017年3月31日	2016年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

### 13.2 就業者

2017年3月31日および2016年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2017年3月31日	2016年3月31日
上級管理職	2	1

中間管理職	3	3
従業員	2	3
	<u>7</u>	<u>7</u>

#### 注14．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されている。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

**注15．後発事象**

本年次財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Balance sheet as at March 31, 2017**  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	16 437	25 741
<b>Current assets</b>			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	6 162 820	3 518 259
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	173 978	1 258 123
- Cash at bank and in hand		7 388 923	5 260 501
<b>Prepayments</b>		<u>43 676</u>	<u>42 077</u>
<b>Total assets</b>		<b><u>13 785 834</u></b>	<b><u>10 104 701</u></b>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	72 539	55 985
other reserves	7	<u>1 243 094</u>	<u>928 572</u>
		1 315 633	984 557
- Profit or loss for the financial year		<u>1 103 197</u>	<u>331 076</u>
		7 865 050	6 761 853
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	8	332 293	-
- Other provisions	9	<u>112 920</u>	<u>252 863</u>
		445 213	252 863
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		64 800	47 818
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>5 410 771</u>	<u>3 042 167</u>
		<u>5 475 571</u>	<u>3 089 985</u>
<b>Total liabilities</b>		<b><u>13 785 834</u></b>	<b><u>10 104 701</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

**Profit and loss account for the year ended March 31, 2017**  
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
<b>CHARGES</b>			
<b>Other external charges</b>	11.2	18 121 983	10 121 552
<b>Staff costs</b>			
- Salaries and wages		669 646	932 242
- Social security on salaries and wages		77 703	94 904
- Supplementary pension costs		15 011	22 038
- Other social costs		<u>52 418</u>	<u>64 582</u>
		<b>814 778</b>	<b>1 113 766</b>
<b>Other operating charges</b>	12.1	178 228	250 861
<b>Interest and other financial charges</b>			
- Other interest and similar financial charges		<u>-</u>	<u>36 582</u>
		19 114 989	11 522 761
<b>Income tax</b>	8	420 243	1 070
<b>Other taxes not included in the previous caption</b>		<u>32 781</u>	<u>32 180</u>
Profit for the financial year		<u>1 103 197</u>	<u>331 076</u>
<b>Total charges</b>		<b><u>20 671 210</u></b>	<b><u>11 887 087</u></b>
<b>INCOME</b>			
<b>Net turnover</b>	11.1	20 581 805	11 707 262
<b>Other operating income</b>	12.2	81 030	179 671
<b>Other interest and other financial income</b>			
- Other interest and similar financial income		<u>8 375</u>	<u>154</u>
		<u>20 671 210</u>	<u>11 887 087</u>
<b>Loss for the financial year</b>		<u>-</u>	<u>-</u>
<b>Total income</b>		<b><u>20 671 210</u></b>	<b><u>11 887 087</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Off-balance sheet as at March 31, 2017**  
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
Assets held for third parties	14	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2017, the Company manages 13 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Premier Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

**Note 2 - Significant accounting policies**

The Company maintains its books in Euro (“**EUR**”) and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**2.1 - Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 - Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 - Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)

## Note 3 - Movements in fixed assets

	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Cost		Gross value at the end of the financial year EUR	Cumulative value adjustments EUR	Value adju Net at th fin
			Additions EUR	Disposals			
Fixed assets							
of which:							
-furniture, fixture and fittings	7 264	-	-	-	7 264	(4 567)	2
-office arrangements	26 619	-	-	-	26 619	(12 879)	13
	<u>33 883</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>33 883</u>	<u>(17 446)</u>	<u>16</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2017 and March 31, 2016 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the fiscal year ended March 31, 2012, March 31, 2013 and March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679, with no additional value adjustment having been made during the fiscal year ended March 31, 2017.

**Note 5 - Subscribed capital**

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

**Note 6 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

**Note 7 - Capital and reserves**

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2016	5 446 220	55 985	727 772	200 800	928 572	331 076
Allocation of the result	-	16 554	415 922	(101 400)	314 522	(331 076)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>1 103 197</u>
Balance at March 31, 2017	<u>5 446 220</u>	<u>72 539</u>	<u>1 143 694</u>	<u>99 400</u>	<u>1 243 094</u>	<u>1 103 197</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 31, 2016 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2016.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

**Note 8 - Income tax**

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

**Note 9 - Other provisions**

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Provision for general expenses	86 073	224 523
Provision for VAT payable	251	-
Provision for administrative expenses related to creation of funds	5 000	5 000
Provision for preferential creditors (social security)	17 580	23 340
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	4 016	-
	<u>112 920</u>	<u>252 863</u>

**Note 10 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2017 and March 31, 2016 are analysed as follows:

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Advisory fees payable	4 218 411	2 665 432
Distribution fees payable	1 192 360	376 735
	<u>5 410 771</u>	<u>3 042 167</u>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 11 - Net turnover and other external charges****11.1 - Net turnover**

	March 31, 2017	March 31, 2016
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Management fees	20 581 805	11 697 760
Legal Commission	-	9 502
	<u><b>20 581 805</b></u>	<u><b>11 707 262</b></u>

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2017 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy Fund<sup>SM</sup>, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds-Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****11.1 - Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company received from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee was paid quarterly. This series trust was terminated as of August 12, 2016.

Furthermore, the Company was entitled to receive from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the year ended March 31, 2017. If paid, such performance fee was wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: in case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)

## 11.2 - Other external charges

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	17 824 593	9 820 019
Audit fee	26 000	26 000
Other expenses	<u>271 390</u>	<u>275 533</u>
	<b><u>18 121 983</u></b>	<b><u>10 121 552</u></b>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 17 824 593 during the year ended March 31, 2017 and EUR 9 820 019 during the year ended March 31, 2016. For Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund only, from August 1, 2016 onwards, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the “JGB Rate”), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

## Note 12 - Other operating charges and other operating income

## 12.1 - Other operating charges

	March 31, 2017	March 31, 2016
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>178 228</u>	<u>250 861</u>
	<b><u>178 228</u></b>	<b><u>250 861</u></b>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****12.2 - Other operating income**

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Adjustment Other provisions from previous years	31 142	8 312
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	18 037	11 700
Reimbursement received from tax authorities	-	101 870
Reimbursement on cash buffer made in Relation to QMS II	28 922	57 789
Other	<u>2 929</u>	<u>-</u>
	<b><u>81 030</u></b>	<b><u>179 671</u></b>

The remaining amount of USD 1,115,779, out of total USD 2,320,000 invested by the Company into QMS II on July 1<sup>st</sup> 2015 in connection with its operational error, was collected back on July 17, 2016, with a profit of EUR 28,922.

**Note 13 - Staff and directors****13.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
Directors	4	4

**13.2 - Personnel**

The number of persons employed as at March 31, 2017 and March 31, 2016 was as follows:

	<b>March 31, 2017</b>	<b>March 31, 2016</b>
Senior Management	2	1
Middle Management	3	3
Employees	<u>2</u>	<u>3</u>
	<b><u>7</u></b>	<b><u>7</u></b>

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2017 (continued)****Note 14 – Off-balance sheet items**

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment is determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

**Note 15 – Subsequent events**

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

## 6【その他】

2017年3月31日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示す。

## 第一部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### （3）ファンドの仕組み

##### 管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

##### （ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2017年1月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億6,308万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,435円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2017年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 121.75円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

##### （ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2017年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約6億5,818万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,417円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2017年4月28日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 120.85円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

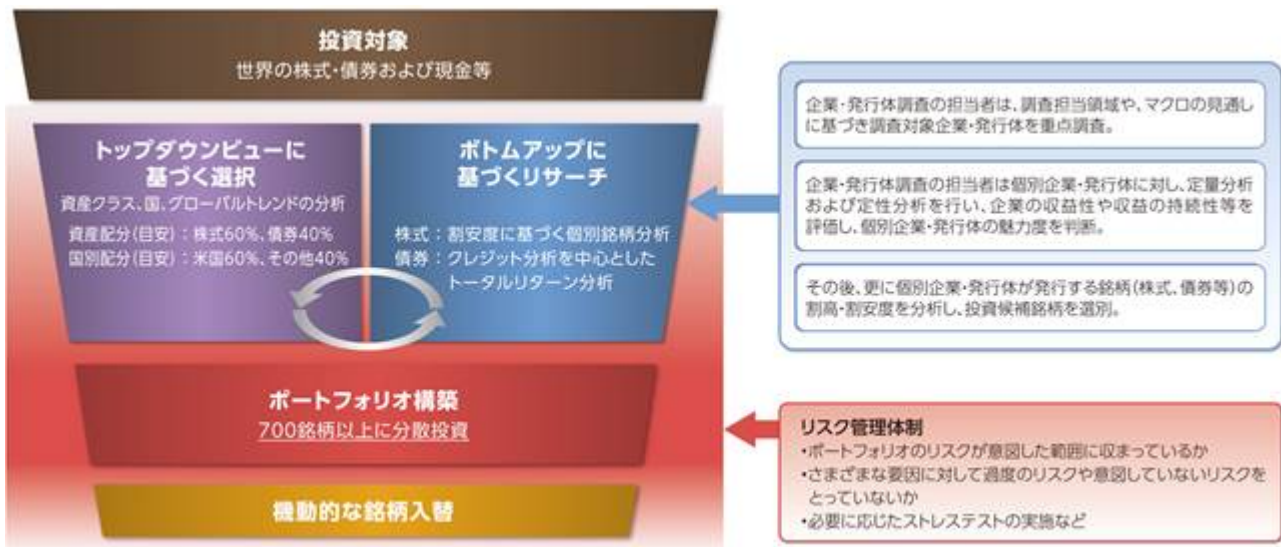
（後略）

## 2 投資方針

## (3) 運用体制

&lt; 訂正前 &gt;

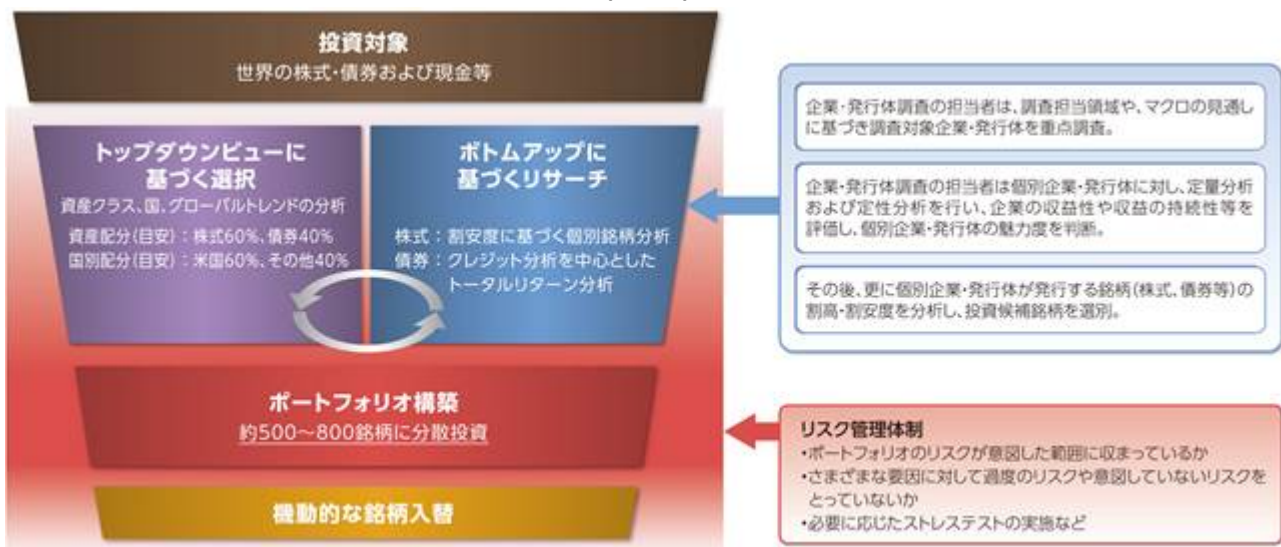
(前略)



(注) 上記は、2017年1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)



(注) 上記は、2017年4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

### 3 投資リスク

#### (2) リスクに対する管理体制

<訂正前>

(前略)

(注) 上記は、2017年 1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

<訂正後>

(前略)

(注) 上記は、2017年 4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

### 4 手数料等及び税金

#### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A) 日本

2017年 2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2017年 2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。  
ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

2017年 5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2017年 5月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。  
ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

## 公認の監査人報告書

我々は、2017年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの財務書類を監査した。

### 財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

### 公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々は、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2017年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

### その他の情報

当社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、当該年次報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人報告書は含まれない。

本財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の本財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

### その他の法律上および規制上の要件にかかる報告

当該運用報告書は、本財務書類との整合性が取れており、適用ある法律要件に従って作成されている。

ルクセンブルグ、2017年6月6日 ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブ  
公認の監査法人  
ビクター・チャン・イン

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間には相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
2, rue Hildegard von Bingen  
L-1282 Luxembourg

#### REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying financial statements of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2017 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

#### Board of Directors' responsibility for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

#### Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

## Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2017, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

## Other information

The Board of Directors of the Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of Réviseur d'Entreprises agréé thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

## Report on other legal and regulatory requirements

The Management Report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

Luxembourg, June 6, 2017

KPMG Luxembourg  
Société coopérative  
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。